

ちゅうおう 消費者だより

- P.1 18歳から成年（オトナ）に！
P.2 成年になるとトラブルに遭いやすい！？
P.3 契約ってなんだろう？
P.4 中央区消費生活展2021を開催しました

第182号

令和4年2月

編集発行

中央区
消費生活センター
☎3546-5332
ホームページ
[http://chuo-consumer.
genki365.net/](http://chuo-consumer.genki365.net/)

18歳から成年（オトナ）に！ ～2022年4月1日から成年年齢が引き下げられます～

民法改正により成年年齢が20歳から18歳に変わります。約140年ぶりの見直しにより、何がかわるのか、くらしへの影響と知っておきたいポイントをまとめました。

18歳になったらできること

親の同意なくひとりで契約できる

例えば

- ローンを組んでバイクなど高い買い物をする
- クレジットカードをつくる
- 携帯電話を買う
- アパートを借りる

未成年者取り消しはできなくなります

親権に服することなく自分の意志で決められる

例えば

- 自分の住む場所
- 進学や就職などの進路

その他の変わることに

- 10年有効パスポートを取得できる
- 国家資格（公認会計士・司法書士・医師など）を取得できる
- 性別の取扱いの変更審判を受けられる
- 結婚 ※女性の結婚年齢が16歳から18歳に引き上げ

20歳までできないこと（これまでと変わらないこと）

- お酒を飲む、たばこを吸う
- 公営ギャンブルをする
※競馬、競艇（ボートレース）、競輪、オートレース
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得

自分で決められることが増えますが、責任も自分で負うことになります！



生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く。）

所在地 〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所1階
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

成年になるとトラブルに遭いやすい!?

若者は契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

未成年者の場合、親の同意なく結んだ契約は、未成年者取消権によって、原則、取り消すことができますが、成年になるとそうした保護がなくなります。

消費生活センターに寄せられる若者の相談をみると、SNSをきっかけとしたトラブルの増加や契約の高額化が見取れます。保護のない成年になりたての若者を狙う悪質業者もいます。変だな、おかしいなと思ったら相談しましょう。

若者が関心をもつ 「もうかる」や「きれいになる」でトラブルに

SNSで知り合った人から 投資用ツールの勧誘を受け購入したが、儲からない

SNSで豪華な生活をしている様子を投稿している人から、「あなたも簡単に同じ生活が送れるようになる」とコメントがあったので連絡した。これで稼いだという50万円の投資用ツールの勧誘を受け「支払えない」と断わると、「すぐ元がとれる。サラ金でお金を借りればいい」といわれて、借金をして買った。その後、儲からないので相談すると、友達を誘えばボーナスが入るといわれた。



今日なら
キャンペーンで
30万円



体験エステのはずが、気づいたら高額契約に

500円でエステ体験ができるというネット広告を見て、お店に行くと、「キャンペーン中で、体験当日に契約すると60万円の2年コースが半額で受けられる」と勧誘された。「分割で支払えば月々の支払いは安くすむ」といわれたのでローンを組んで契約した。帰宅後、冷静になって考えると、通いきれないし、やはり高いと思った。

ここを狙われる

- ① 知識・経験の不足につけ込まれる
- ② 「絶対に儲かる」など、うまい話に弱い
- ③ 断りにくい状況に追い込まれる
- ④ 「お金がない」を理由に断っても借金やクレジット契約を勧められる

契約や買い物は慎重に!

- ▶ 契約をする前に、契約内容を確認し、理解してから契約をしましょう。
- ▶ 本当に支払いができるのか、自分の収入に見合った買い物を!
- ▶ 知らないうちに被害者から加害者になることも。
- ▶ SNSの情報が真実とは限りません! うのみにしないで、慎重に判断しましょう。



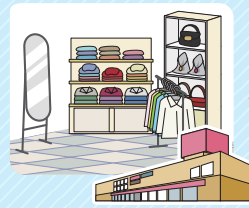
注意



契約ってなんだろう？

契約はとっても身近なものです！

コンビニで買い物をする、
ネットでショッピングする、
電車に乗る、
スマホで音楽をダウンロードする…
すべて「契約」です。



- 商品を渡す義務
- 代金を受け取る権利

売買契約



- 代金を支払う義務
- 商品を受け取る権利

合意

権利と義務の発生

お互いに守らなければならない

契約は 自分の都合で勝手にやめることはできません！

成年になっても
契約を取り消せる場合

トラブルに遭ったときに
守ってくれる法律を知っておきましょう

クーリング・オフ（特定商取引法）による解除

一定期間、無条件で契約を解除できる制度です。

●クーリング・オフできる取引の期間と種類

期 間 (契約書面を受領した日から)	種 類
8 日間	訪問販売（キャッチセールス・アポイントメントセールス含む）
	電話勧誘販売
	特定継続的役務提供 〔エステ、美容医療、学習塾、パソコン教室、家庭教師、 語学教室、結婚相手紹介サービス〕
20 日間	連鎖販売取引（マルチ商法）
	業務提供誘引販売取引（内職商法・モニター商法など）

※通信販売で買った商品など、クーリング・オフができないものもあります。

消費者契約法による取り消し

- うその説明をされた、不利になることを言われなかった
 - 必ず値上がりする、絶対に儲かるといわれたが儲からなかった
 - お願いしても帰ってくれない、帰りたいののに帰してくれない
 - 不安をあおられた、恋愛感情につけこまれた
- などにより契約したとき、取り消しができる場合があります。



—早分かり！消費者契約法—
消費者庁リーフレット

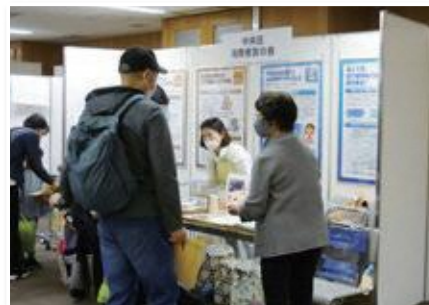
成年年齢に関するその他の情報は P4 をご覧ください。

中央区消費生活展 2021 を開催しました

令和3年11月14日(日)、月島区民センターの1階において「中央区消費生活展」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底にご協力いただきながら、対面やパネルにて生活に役立つ情報の紹介を行い、ご来場者の方々は熱心に学んでいました。(来場者数 426人)



消費生活展の様子



参加協賛団体

パルシステム東京 暮らしを守る会・生活協同組合 コープみらい・(一財) 関東電気保安協会 東京南事業本部・東京ガス(株) 東京中支店・東京都生活文化局 計量検定所・東京都水道局 千代田営業所・東京都下水道局 中部下水道事務所・中央区消費者友の会・中央区環境土木部環境推進課・中央区消費生活センター

成年年齢に関するその他の情報



動画やクイズもあります。見てね!



成年年齢引下げ
政府広報 ×
東京リベンジャーズ



「18歳から大人」
特設ページ
(消費者庁)



クイズで学ぶ
自立した消費者

社会への扉
(消費者庁)



契約の基本的な考え方を
含む法教育はこちら!

生きるチカラ! 法教育
(法務省)



私たちの生活に関わる
お金や金融のしくみも
知っておこう!

(金融庁)



大人になるまでに
知っておきたいこと
を学ぼう!

大人への道しるべ
(法務省)

商品やサービスの契約トラブルなど「困ったな」と感じたときは、
まずは消費生活センターにご相談ください。